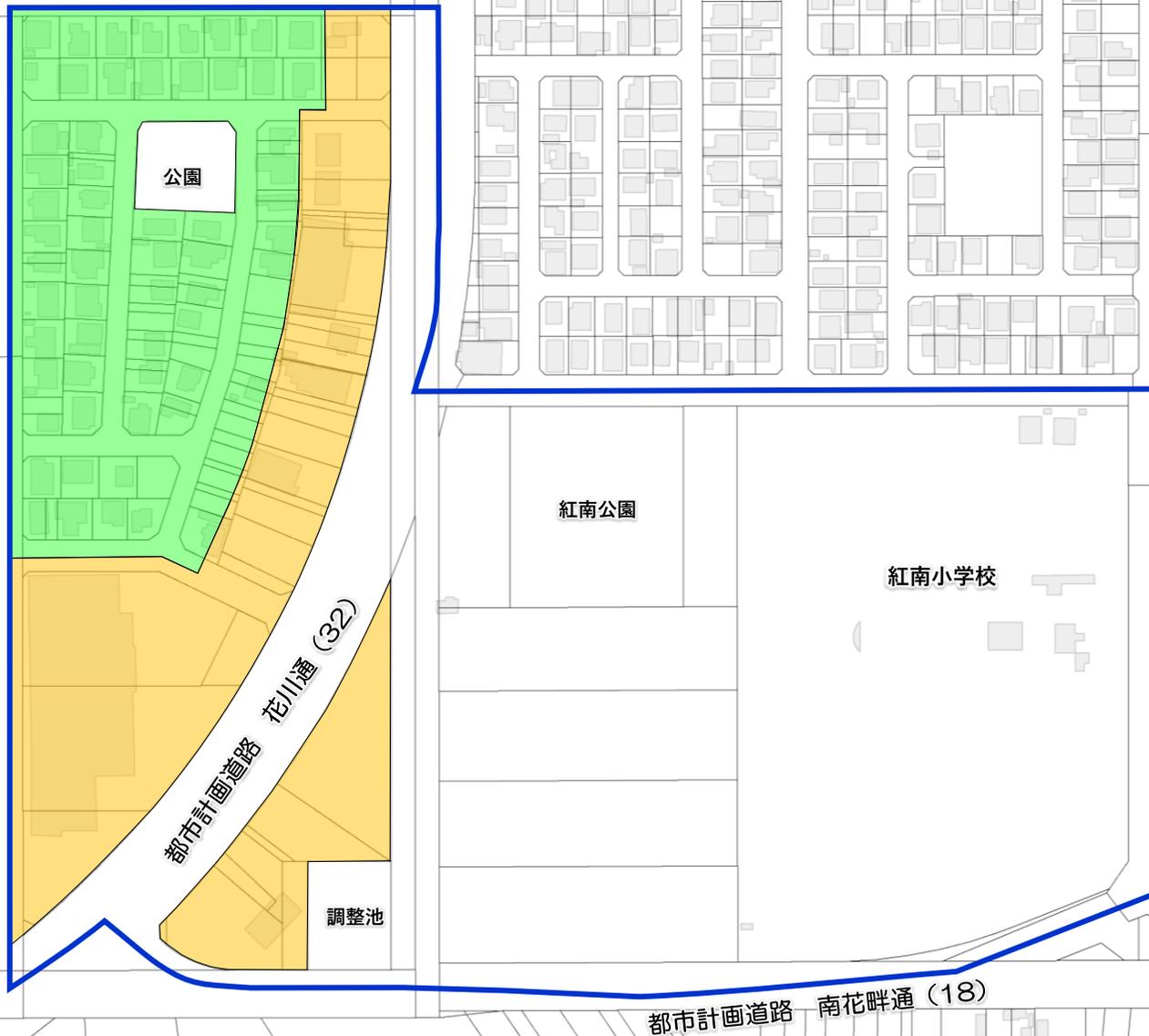
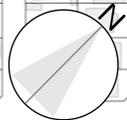


② 花川北1条6丁目地区地区計画 計画図



② 地区計画区域

— 花川北1条6丁目地区

地区整備計画区域

■ 低層専用住宅地区

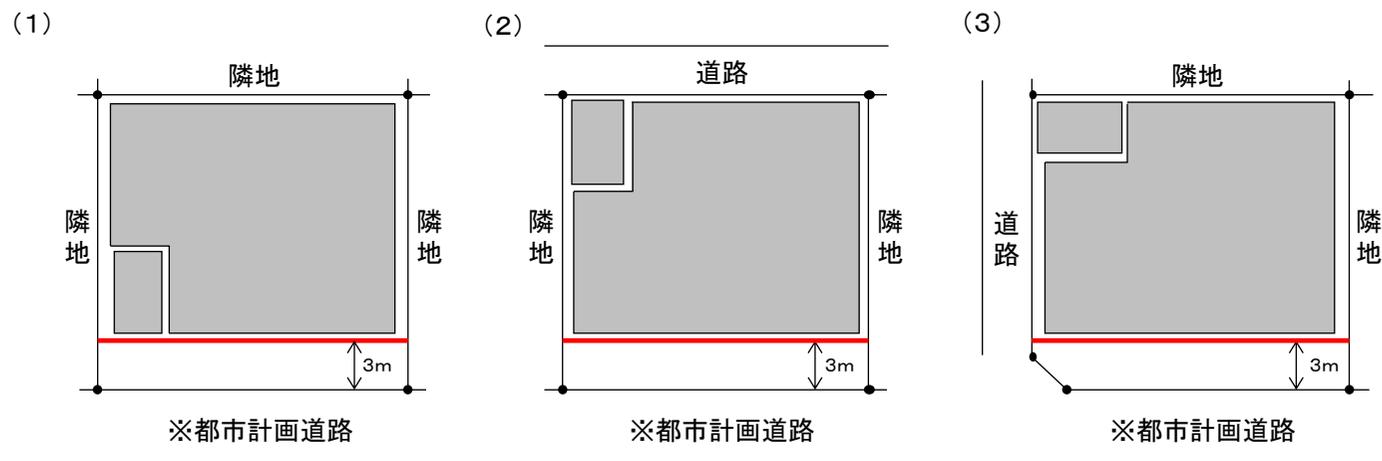
■ 沿道サービス地区

※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<花川北1条6丁目地区> 地区計画における建築物等の制限内容（全地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項			
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
低層専用住宅地区 (一種低層)	○建築できる建築物 1. 専用住宅(一戸建ての住宅又は2戸の長屋) 2. 兼用住宅(一戸建ての住宅又は2戸の長屋で、次の用途部分が50㎡以内のもの及び延べ面積の1/2未満のもの) ア. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの イ. 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下) 3. 1及び2からなる2戸の長屋 4. 2戸の共同住宅 5. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 6. 1～5に附属するもの	165㎡	○設置できる看板・広告等(自己用・自己管理用) <独立タイプ> 1. 高さ 3m以下(脚長含む) 2. 一辺の長さ 1.2m以下(脚長除く) 3. 表示面積 1㎡以下(合計面積) <建物表示タイプ> 1. 一辺の長さ 1.2m以下(脚長除く) 2. 表示面積 1㎡以下(合計面積)	○へいの高さ ・1.2m以下(前面道路から) ○生垣 ・高さの制限はありません
	●建築できない建築物 ・専用住宅(一戸建ての住宅)	400㎡	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となることがあります	地区計画による制限はありません

建築物の壁面の位置の制限(モデル図)



凡 例	
	地区計画 制限ライン

※都市計画道路
「花川通」
「南花畔通」

沿道サービス地区
(準住居)